



2024年12月6日

各 位

大阪市北区大深町3番1号  
株式会社 アイ ル  
代表取締役社長 岩本 哲夫  
(コード番号：3854 東証プライム)  
問い合わせ先 取締役 経営管理本部長 戸田泰裕  
電話番号 06-6292-1170 (代表)

### 株式需給緩衝信託®の設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式需給緩衝信託®（以下「本信託」という。）の設定を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本信託の目的および背景

当社は、「FREE, LOVE&DREAM」を創業以来のポリシーとして掲げ、企業価値の持続的な向上と、当社の全てのステークホルダーから信頼を得る事が企業としての使命であると認識しております。そのため、株主の多様化を推進することで経営の透明性を高め、監督機能を強化させることが重要な取組みのひとつであると考えております。

この方針のもと、2024年7月31日現在、当社上場株式数に対して42.26%である当社流通株式の拡大を図るため、当社の代表取締役社長であり主要株主でもある岩本哲夫氏（非流通株式所有者（東京証券取引所の上場規則上、その所有する株式が非流通株式とされる株主をいう。））であり、2024年7月31日現在の当社発行済株式総数に対する保有割合13.11%）に対して、その保有する当社株式の一部の売却（以下「本株式売却」という。）を要請し、応諾を得るに至りました。非流通株式所有者の保有株式を市場に流通させることで、株主の多様化によるコーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、東証プライム市場における上場維持基準の持続的な充足や、TOPIX等の浮動株時価総額を基準とした株式インデックスによる運用を通じた当社株式の市場流動性ならびに市場需給の向上などが期待されます。

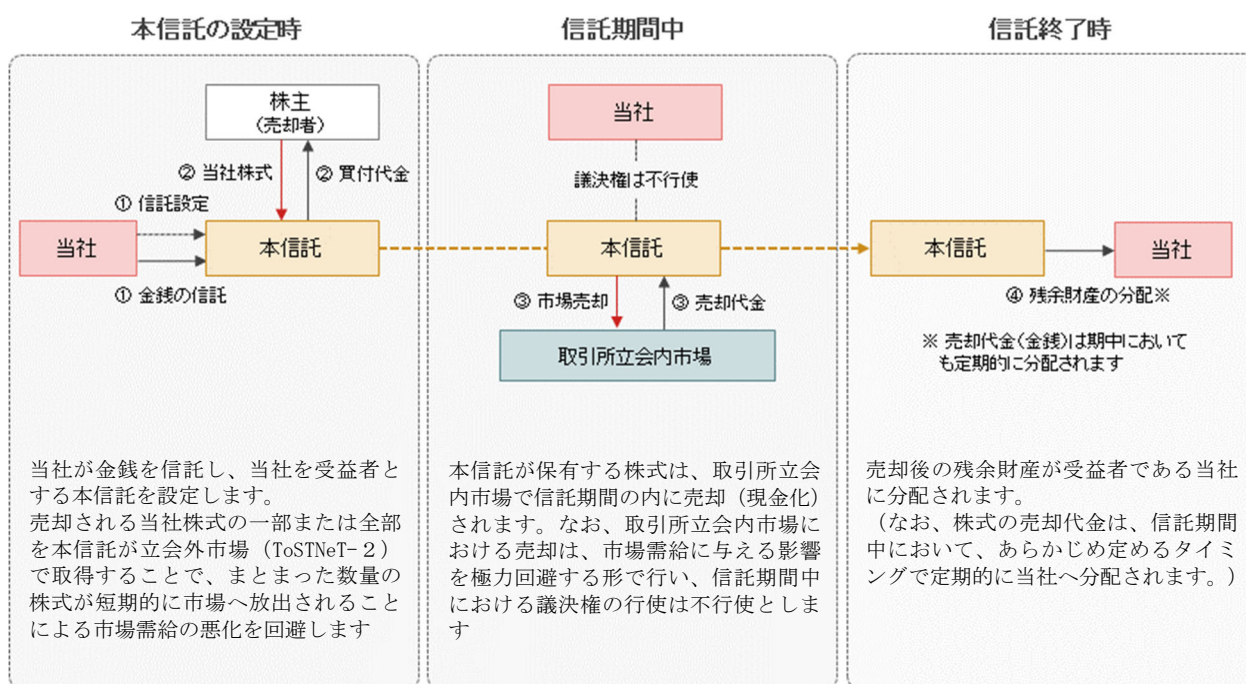
一方で、現在の当社株式の市場流動性を鑑みた場合、本株式売却による市場需給への影響を極力回避するためには、日々の売却数量（売却の市場参加率）を抑制し、十分な時間をかけた売却が不可欠であると考えております。そのため、当社として様々な株式売却手法を比較検討した結果、下記「2. 本信託の概要」に記載の【本信託のメリット・特徴】および【本信託のデメリット・留意点】を勘案した上で、本信託を活用し、当社として本株式売却による市場需給への影響を可能な限り軽減させることが、株主をはじめとするステークホルダーの利益に適うものと判断し、本信託の活用を決議いたしました。

## 2. 本信託の概要

本信託は、当社の流通株式の拡大を目的として非流通株式所有者である主要株主<sup>\*1</sup>から売却される当社株式を念頭に、当社が拠出する資金を原資として東京証券取引所の立会外終値取引（ToSTNeT-2）により当社株式を取得し、その後、当社株式の市場需給に与える影響を極力回避する方法で当社株式を売却します。本信託が取得した当社株式は信託期間の内に売却され、売却代金はあらかじめ定めるタイミングで定期的に当社へ分配されます<sup>\*2</sup>。

※1 本株式売却により、主要株主の異動が生じる見込みですが、生じることとなった場合にはすみやかにお知らせいたします。

※2 当社は、本信託が当社を受益者とする自益信託であることから、会計処理において自己株式として扱うこととし、本信託において株価上昇により処分差益が生じた場合は「その他資本剰余金（純資産）」の増加、株価下落により処分差損が生じた場合は「その他資本剰余金（純資産）」の減少とする予定です。なお、本信託による当社株式の売却状況については月次の頻度で開示を行う予定です。



なお、本信託による当社株式の取得（以下「本取得」という。）ならびに本取得株式の保有および売却においては、自己株式にかかる諸規制（会社法第155条乃至第160条、第165条、第461条等）の主旨・目的および本信託の内容を勘案し、必要と考えられる規制に対応した形で行われるものとしております。

### 【本信託のメリット・特徴】

- ① 取得する株式を立会内市場で売却するため、流通株式の着実な拡大が期待できること。
- ② 日々の売却数量（売却の市場参加率）を抑制し、十分な時間をかけて売却していくことで、当社株式の市場流動性の向上および本株式売却による市場需給への影響の軽減が期待できること。
- ③ 本信託による当社株式の取得においては、今回売却に応じて頂ける主要株主のみならず、他の株主にも売却できる機会が確保されており、売却機会の平等性が確保されていること。

- ④ 信託期間中の株価推移（株価上昇）によっては当社が拋出する取得資金と受領する売却代金との間で処分差益が生じる可能性があること。

#### 【本信託のデメリット・留意点】

- ① 立会内市場における売却により、当社株式の市場需給に対し、本信託による当社株式の売却が完了するまでの間、継続的な影響が生じる可能性があること。
- ② 信託期間中の株価推移（株価下落）によっては当社が拋出する取得資金と受領する売却代金との間で処分差損が生じる可能性があり、相応の金額となる可能性があること。また当該処分差損が更なる株価下落の要因となる可能性があること。

### 3. 本信託の内容

- (1) 委託者 : 当社
- (2) 受託者 : 野村信託銀行株式会社
- (3) 受益者 : 当社
- (4) 議決権行使 : 本信託内にある当社株式については議決権を行使しないものとする
- (5) 配当金等の取扱い : 本信託内にある当社株式に対しては配当金等が支払われない、またはそれと同様の取扱いとする
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託
- (7) 信託契約日 : 2024年12月6日
- (8) 信託の期間 : 2024年12月6日（予定）～2025年7月31日（予定）
- (9) 信託の目的 : 当社の流通株式の拡大を目的とした非流通株式所有者による当社株式の売却を念頭に、当該売却による当社株式の市場需給の悪化を軽減させること

### 4. 本信託による当社株式の取得

- (1) 取得株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得する株数（上限） : 1,250,000株  
(発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合4.99%）
- (3) 株式の取得価額の総額（上限） : 4,500,000,000円
- (4) 株式の取得時期 : 2024年12月9日（予定）～2024年12月16日（予定）
- (5) 株式の取得方法 : 東京証券取引所における立会外終値取引（ToSTNeT-2）による取得
- (6) 株式の取得価格 : 株式取得日の前営業日の終値
- (7) 株式取得日 : 株式取得日の前営業日に開示予定
- (8) 本取得の停止条件 : 本取得により本信託の目的の遂行が合理的に見込まれること
- (9) 取得および信託のために拋出する資金 : 最大4,526,950,000円程度（取得する株数をすべて取得した場合の取得代金のほか、本信託の設定にかかる信託報酬その他の諸費用を合わせた見積額合計の概算値）

### 5. 本信託における当社株式の売却方法

本信託における当社株式の売却は、取引所立会内市場取引により行われ、当該売却代金は当社が受領します。なお、信託期間における具体的な売却の執行は、あらかじめ信託契約に定められた執行方

針に基づいて行われ、当社が指図することはありません。

<取引所立会内市場取引における執行方針の概要>

- ・売却時期の分散に配慮しつつ、信託期間の内に売却を完了させる。なお、当初信託期間満了日までに信託財産に属する当社株式が残存する場合には、本信託の満了日は2026年7月31日に変更される。
- ・毎営業日における売却株数は、当日の株価基調等も勘案し、概ね15%程度を市場出来高に対する売却株数の割合となるよう努める。
- ・原則として売却注文は指値注文によるものとし、成行き注文による発注は行わない。
- ・株式市場の状況に応じて、一定の範囲内で売却ペースの調整を行うことがある。特に、株価が著しく下落する局面においては売却の一時停止を行うことがある。
- ・金融商品取引所の定めにより監理銘柄または整理銘柄に指定された場合は、上記にかかわらず速やかに売却を完了させる。

6. 当社業績に与える影響について

本信託の実施による当社業績に与える影響については算定中です。第2四半期末までに実施される株式の取得および売却と残存する株式の評価等による純資産に与える影響については、2025年7月期第2四半期決算発表にてお知らせする予定です。

※ 株式需給緩衝信託<sup>®</sup>は野村証券株式会社の登録商標です。

以 上